

東京都農林・漁業振興対策審議会（第3回林業部会）議事録

平成25年5月8日（水）

都庁第一本庁舎北側42階特別会議室B

（午前10時25分開会）

○事務局 定刻には少々早いのですが、委員の皆様、既にお集まりですので、ただいまから、東京都農林・漁業振興対策審議会第3回林業部会を開催したいと思います。

私、本日の進行を務めさせていただきます、産業労働局農林水産部森林課の異でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

現在、林業部会委員総数11名中、その過半数を超える9名の委員がご出席しておられます。東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項の規定により、本部会が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、お手元に配付してございます資料をご案内させていただきます。クリップどめの資料になりますが、上から会議次第、委員名簿、座席表、審議スケジュールでございます。このほかに、資料1は答申案の本文、「東京における持続的な森林整備と林業振興について 答申（案）」でございます。資料2は答申案の概要でございます。こちらはA3の資料となっております。資料については以上でございます。不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。

続きまして、今回ご出席の委員の皆様のご紹介でございますが、本日は、お手元の座席表をもってご紹介にかえさせていただきます。

都の幹部職員につきましても、同様にお手元の座席表をもって紹介にかえさせていただきますが、4月1日付で人事異動がありました幹部職員のみご紹介させていただきます。産業労働局農林水産部の村西調整課長でございます。

○村西調整課長 村西でございます。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、この後の議事進行につきまして、宮林部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○宮林部会長 おはようございます。3回目ということで、今日の審議を踏まえて、総会に報告ということになります。最後の部会になりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

この間に、アベノミクスが大分進んできておりますけれども、林業部門にはまだなかなか及んでいないということですので、この答申案が相当、パンチの響くものにならないといけないと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思っておりますけれども、まず、答申案につきまして、ご説明をよろしく願いいたします。

○斉藤森林課長 それでは、答申案につきましてご説明をさせていただきます。

第2回の林業部会では、答申素案に基づきまして、皆様に議論していただき、多くのご意見をいただきました。本当にありがとうございます。そのご意見を反映させて答申案を作成し、4月11日付で意見照会という形で農対審の全委員に送付させていただきました。そこで出たご意見を反映するとともに、より読みやすく、わかりやすい答申となりますよう、内部で推敲を重ねて作成したものがお手元の資料1、答申案の本文でございます。

記載している内容は、答申素案とあまり変わっておりませんが、全体を通しまして、表現方法や記載する順序などが変わっている箇所がございます。本日は、答申素案や全委員への意見照会版と比較しまして、変わった箇所、追記した箇所を中心にご説明させていただきます。A3の資料2、答申案の概要もあわせましてご説明させていただきます。

まず、答申本文の表紙をおめくり下さい。目次がございまして、その次に、1ページがございます。よりわかりやすくするために、表現が変わっている箇所、追記している箇所がいくつかございます。例えば、2ページの最後の文章でございますが、「この答申は」以降ですが、何のために提言するのか、をより明確にするために、「この答申は」の後に「貴重な財産である東京の森林を健全な姿で次世代に引き継ぐため」という文言を答申案では追記させていただきました。そのほかの細かい修正につきましては、時間の都合もございまして割愛させていただきます。

続きまして第1章でございます。恐れ入りますが、A3の資料2をごらんいただきたいと思っております。資料2の左上のほうに記載してございます、2の「森林という貴重な財産を守り続けていく林業」の2つ目の中点、素案では「地域経済に不可欠な地場産業」としておりましたが、部会におきまして「収益を生まない現状の中で、地域経済に不可欠な地場産業と言えるのか」というご意見をいただきました。そこで「産業の少ない山間地域に雇用の場を提供」と修正しております。あわせまして、その下の中点につきましても「環境に貢献している魅力ある職業」「若者の就業や定着により地域が活性化」と文言を修正しております。このほか、本文では、表現の修正や記載順序の入れ替え等がござ

いますが、内容はほぼ同じものとなっております。

続きまして、「第2章 東京の森林・林業の現状と課題」でございます。本文とA3資料をあわせましてご説明させていただきます。まず、本文の5ページ、「1 森林整備における現状と課題」の「(1)立地条件等に応じた森林整備」でございます。

まず、アの「間伐を中心とした森林整備の推進」では、現行「森づくり推進プラン」の内容について記載し、課題はイの「立地条件に即した森林整備の停滞」に分けて記載することといたしました。素案では、現状と課題が混在していましたので、よりわかりやすくするため、分けて記載しております。なお、A3資料では、本文イに記載している課題を2つ記載しております。

続きまして(2)は「木材価格の低迷による伐採更新の停滞」でございます。素案で記載していた順序を入れ替え、時系列をはっきりさせる形といたしました。本文5ページの中の「高い伐採搬出コスト」で、民間主体の伐採更新がほとんど行われない時期が続いたこと、それを受けまして、イの「公的関与による伐採更新の必要性」で、スギ花粉発生源対策の主伐事業による伐採更新について述べた後、6ページの下の方になりますが、「このように」以降におきまして、平成27年度で同事業が終了するという課題について記載しております。

続きまして(3)(4)でございますが、素案では、(3)が「シカ被害の継続と自然災害発生の危惧」となっておりましたが、部会でご指摘いただきましたように、それぞれをより強く打ち出すため、答申案では、6～7ページにわたり記載しているとおり、(3)シカ被害の継続、(4)大規模な自然災害発生の危惧、と2つに分けてございます。

続きまして7ページの「2 林業経営における現状と課題」でございます。(1)の「激変した国の制度」ですが、こちらも、素案では現状と課題が混在する形となっております。そのため、アの「森林経営計画制度の導入」で現状を述べ、8ページのイ・ウで課題を詳細に記載する形に修正しております。

続きまして(2)の「進まない林業のコスト削減」でございます。小見出しのアからウにつきましては、表現を一部修正しておりますが、内容はほとんど変わっておりません。10ページのエ、「林業技術者の不足」につきましては、大幅に追記しております。素案では後半の「路網のうち」以降の最後のパラグラフのみでしたが、答申案では上の6行を追加しております。その6行は、素案では第4章に記載してありましたが、内容は現状や課題ですので、第2章に移しております。林業従事者は減少に歯止めがかかってきた一方で、技術者の不足という次の課題をより強く打ち出す形にしております。

次は3の「多摩産材における現状と課題」でございます。A3資料をもとにご説明させていただきます。恐れ入りますが、またA3資料の中央のほうをごらん下さい。素案では、(1)小規模零細な多摩の製材業、(2)伸び悩む民間需要、の2本立てにしておりましたが、答申案では(1)で公共の需要がふえていくとし、(2)が伸び悩む民間需要、そして(3)は「小規模零細な多摩の製材業」として、公共・民間の双方にかかわる課題でまとめております。素案で記載している内容と変わりはございませんが、答申案では、より系統立てた形にしてございます。

続きまして4の「都民協働における現状と課題」でございます。恐れ入りますが、本文の12ページをごらん下さい。1つ目の小見出し、アが「都民や企業等の森づくりへの参画」、2つ目のイが「とうきょう森づくり貢献認証制度の開始」となっております。素案では3つ目に「森づくりに参画する都民や企業等が少数」としておりましたが、重複する内容がございましたので、まとめて最初に記載しております。内容に大きな変更はございません。

続きまして、第3章、「東京の森林整備と林業振興の基本的視点」でございます。恐れ入りますがA3資料をごらん下さい。森林は健全な姿で次世代に引き継ぐべき貴重な財産であり、健全であるためには、森林を循環させ続けることが必要でございます。右上になりますが、素案では、最初の白丸で、多面的機能の発揮について触れていましたが、答申案では「健全な姿で保全していくためには、適切な森林整備による循環の継続が必要」と、強く打ち出しております。次の白丸につきましては、素案では、「投入できる資源には限度あり」で終えておりましたが、下の文章とのつながりをはっきりさせるために、「行政の積極的な取組だけでは限界」と追記いたしました。本文もそのように修正してございます。

そして、1の「効率的な森林整備と安定的な木材供給」では、限られた経費等の有効活用と関連して、2行目の「費用対効果も踏まえ」や、3行目の「集中的に実施して」という文言を追記いたしました。

その下の「2 民間が有する幅広い力の活用」でございます。部会では「都民全員が、自分のこととして森林の課題を考えるような視点を入れるべき」とのご意見をいただきました。そこで、東京の森林から恩恵を受けている都民等には、森林を守り続けていく義務がある、という文言を追記いたしました。

続きまして第4章、「持続的な森林整備と林業振興」に移らせていただきます。今後の取組の方向性につきまして記載している章でございますので、記載内容は素案とあまり変わっておりません。曖昧な表現や、わかりにくい表現を主に修正しております。大きく変わった点をご説明させていただきます。

最初は「多様で包括的な森林整備の推進」でございます。本文15ページをごらん下さい。中段の「ア 森林区分の明確化」において、なぜ明確化が必要なのかをはっきりさせるため、最初の「経費や労力など限られた資源を活用して」以降の2行、「森林資源の有効利用と公益的機能の高度な発揮を図るためには、当該森林に最も効果的な整備手法の選択が不可欠なことから」を追記させていただきました。また、部会で「国の一方的な区分は森林所有者に浸透しなかった」というご意見をいただきましたが、都が目指す森林区分は、行政による一方的な区分ではございませんので、同じページの下から5行目で「森林所有者の経営方針を加味した」を追記しております。

少し進みますが、本文の19ページをごらん下さい。施業集約化の推進ですが、ちょうど中間のあたり、「また、一部の森林所有者から同意が得られないために」という箇所をごらんいただきたいと思います。素案では、「意欲ある森林所有者による隣地の買収支援」のみの記載でしたが、答申案では、その後「林業事業体による受託や森林買収」など、林業事業体への支援について追記しております。

続きまして21ページをごらん下さい。(3)の「高度な技術を有する林業労働力の育成と確保」でございますが、部会におきまして、「高校や大学も含めて、林業の課程の人たちをどう育成していくか連携が必要」とのご意見をいただきました。これを受けまして、アの「様々な主体との連携による育成と確保」において、中央付近になります。が、「労働力の育成と確保においては、都や林業労働力確保支援センターが中心的な役割を果たすとともに、市町村や林業事業体のほか、林業系の高校や大学等の教育機関との連携も検討すべき」という文章を追記させていただきました。

次は3の「多摩産材の利用を通じた木材産業の活性化」でございます。23ページをお開き下さい。イの「供給能力の向上に資する供給体制の構築」ですが、部会におきまして「多摩の製材工場が零細で大きなプロジェクトに参加できず、消費に近いところにありながら、その木が使われない」というご意見をいただきました。これを踏まえまして、イの最後になります。が「供給能力の向上においては、既存の小規模製材所を活用し、東京における森林資源の現況に見合った木材加工及び流通の戦略が必要」という文章を追記しております。

続きまして「木育」でございます。本文の25ページをお開き下さい。部会におきまして「今の木育はボランティア頼みであり、ボランティアには限界があることから、学校教育のカリキュラムに入れるべき」とのご意見をいただきました。そのため、25ページの上から5行目になります。が「活動にあたっては、小学校等への出前講座のほか」の後に、「区市町村や教育委員会などとの

連携」を追記させていただきました。

続きまして、その下の(4)「多角的な木材利用」でございます。「幅広い製品化」としておりますが、意見照会の中で「大規模工場での工業製品化を目指しているのではないか」とのご意見をいただきました。ここで言う「多角的」とは、木の特性を十分に活かした無垢材の住宅利用に加えまして、状況に応じて集成材や合板、住宅以外の用途などの多角的な利用であり、まずは「木を使ってもらおう」ことが必要と考えております。誤解を避けるために、25ページの一番下になりますが、現在の多摩産材利用の多くを「無垢材を主とする住宅用」とし、26ページの頭のほうでございますが、既存の住宅利用に加えて、多角的な利用が必要だ、というように文言修正させていただきました。

続きまして同じ26ページ、イの「木質バイオマスエネルギーの地産地消」でございますが、部会におきまして「発電利用についても前向きな検討が必要」とのご意見をいただきました。これを受けまして、最後の「発電利用については、技術開発を見守りつつ、長期的かつ様々な視点からの検討が必要」との一文を追記しております。

最後は4の「都民や企業等との協働促進」でございます。本文28ページをお開き下さい。(2)アの「多様な技術や施設等を活かした協働体制の構築」ですが、協働においては、森づくりに参画する側と受け入れる側とが認識を同じくすることが必要でございます。そのため、2つ目のパラグラフになりますが、「また、ボランティア活動においては」以降を追記し、両者の認識の歩み寄りが協働による森づくりの発展につながる、としてございます。

これ以外にも、答申素案や全委員への意見照会版と変更した箇所はございますが、当初に申し上げたとおり、表現や記載する順序の修正などになっておりまして、内容はほぼ同じものとなっております。

以上で、答申案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○宮林部会長 ありがとうございます。

前回の部会と皆さんの意見を収集した中身を考慮しながら、新しく答申案をつくり上げたということでございます。何かご意見ありますでしょうか。特に、前回の部会等でご意見を言われた部分が反映されているかというところを確認していただきながら、ご意見をいただければと思います。大丈夫でしょうか。

○林田委員 大丈夫です。

○宮林部会長 大丈夫ですか。入っていますか。教育は入っていますでしょうか。川下のほうはどうですかね。大体よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○宮林部会長 そうしましたら、これをこれから進めていくわけですので、これをプッシュするような積極的なご意見等を賜りたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、こんなことをさらにやっていけと。答申ではなかなか書けない部分があると思いますので、メモしておく部分が大事なかなという気がいたしますので、どんなところからでも結構でございます。林田委員、何かございませんか。

○林田委員 ありません。よくできています。

○宮林部会長 福田委員、何かございますか。よろしいでしょうか。

○福田委員 もうちょっと見てから発言させてください。

○宮林部会長 小峰委員は。

○小峰委員 いろいろと訂正していただいて、配慮していただいてありがとうございます。

○宮林部会長 坂本委員はどうでしょう。

○坂本委員 答申という形では、私はこれで十分だと思うのですけれども、ただ林業全般の中で、やはり出口対策が進まなければ、いくら山を整備しても、今、木材市場の現状を見ても、結局、木材がはけないということは需要が無いわけです。ですから、需要を喚起しないと、山を手入れし、間伐して出てきた原木が生かされないわけです。うちでは、薪ボイラーの導入だとか、今度は薪を販売しようということも始めましたけれども、やはり一番大きな需要は住宅関係に特化して、なぜスギの木を使えばいいのか、というところにもう少しスポットを当てていただきたいなど。そのことによって、私のいつもの持論なのですけれども、壁紙との競合というか、そこに持って行くことなのだろうなど。

たまたまうちで学校の木質化をやっていますけれども、中学校が6年間インフルエンザの学級閉鎖ゼロなものですから、いかに身体のために木がいいかということがそこにあらわれているわけですから、やはりその辺の出口対策というところが、一番大事なのではないか。

特に、ここにも書いてありますけれども、製材所も零細だったりということがありますが、やはり近い製品、結局、都民の皆さんに環境を提供しているということであるならば、そこにさらに投資してもらうためには、木を使ってもらおうシステムをつくり上げることが私は最も大事な部分ではないかなと思っています。

○宮林部会長 ありがとうございます。まさに出口論といいますか、使ってもらおう論理というものが大事だと思いますので、この辺は普及等、新しい木材の利用の開発というところで強くうたっておりますので、今後の展開方法としてPRを重視していく方向。特に都庁ではたくさん木材を使っていたとか、

小・中学校にはたくさん木材を入れるとか、そういう具体的なところを進めていかれるといいかなと。

特に、檜原村さんは中央区と交流をされておりまして、そういったものを積極的にやっていくことによって、木材がうまく使われるという報告が出てくるのではないかと思いますので、大変いいご意見をありがとうございました。

木村委員、現場の立場から何かございますでしょうか。

- 木村委員 2点ありまして、答申はこれでいいのかなと思いますが、これから具体的なものに入っていきと思いますが、その中で、たまたま東京都のホームページを見ていましたら、「新たな多摩のビジョン」が出ていたものですから、それを見たところ、やはり山のことについてはほとんど1行か2行程度しかふれていない状況がございますので、その辺について、今後の新たな多摩ビジョンとの連携を強化しながら、林業部会の答申の文をうまくこの中で活用していただければなと思っております。

それからもう一点は、今、坂本委員がおっしゃったように、出口の話があるわけですが、たまたま林野庁の木材利用ポイント制の話が出てきておりますので、その辺も今後の展開の中で、どういう形になってくるかわかりませんが、今後の施策の中で林野庁とタイアップしながらできる体制を整えていく必要があるのかなと思っております。

- 宮林部会長 ありがとうございます。やはり東京都は多摩川との関係が非常に強いのですが、水を使うということになると、多摩川だけではないということがありますけれども、都民にとって多摩川は非常に重要な位置づけになっているのではないかと思うのです。

僕は、今、多摩川流域懇談会の会長になっておりまして、その中に森林の話というのがようやく入り始めたところなので、やはりいろいろな部門に森林のお話を入れていくといいますか、こちらから伝えてあげるのが非常に重要なかなと。教育の部門もあれば、あるいは一般の生活の部分もあれば、今、おっしゃった多摩川の部分もあれば、多様なところがあるかと思っておりますので、そんなところにこちらからアプローチするというのも一つだろうと。せっかくこうやって答申が出ますので、その答申をわかりやすく解説してあげるのが大事なかなということでございます。

木材利用ポイントにつきましては、これから動き始めまして、16日に僕も委員で呼ばれていますけれども、どういう形になるかわかりませんが、かなりインセンティブはできてくるだろうと思っておりますので、そこを見ながらぐっと引っ張ってこられるようなものに展開できればなと思っております。ありがとうございました。

吉条委員、何かございますか。

○吉条委員 今、木材利用ポイントで大変苦勞をいたしております。

ただ、これが24年度の補正予算で410億円がついたわけですが、これを恒久的なものにするためには、絶対に今回は成功させなければならないと思っているのですけれども、住宅エコポイントも、消費者パワーが非常にすごいもので、今、それに関わってくれる業者が非常に少ないのです。それで、今度の木材利用ポイントも大変難しいものがあると思うのです。

そういう面から、大手のハウスメーカーがほとんど持って行くのではないかなと思っておりますけれども、これをぜひ多摩産材の利用ということにつながっていくように努力をいたしているところです。

しかし、まだ正式に決めておりませんので、物件は4月1日からで、申請受付は7月からになるのですけれども、10月ごろまでには満杯にしたいなど。そうすることによって、25年度の補正予算にも同程度のことを要求していけるのではないかなと思っています。

出口対策という面では、政府も相当考えてくれているということは事実でございますので、これからの国産材の振興に役立つのではないかなと期待しているところです。

大変結構な答申だと思います。

○宮林部会長 ありがとうございます。木材利用ポイントの使い方も、今、おっしゃったようにここが大事なのです。金券ですとか、そういうところに使ってもらうことを多くしてしまいますと、あまり山に落ちていかないという構造が出てきますので、できるだけここにある「とうきょう森づくり貢献認証制度」とタイアップするような位置づけの中でこれを進めていかないといけない。

そうすると、なかなか一般のところに入っていないところがありますので、ここは環境として入れていくというような、いろいろな仕組みがあろうかと思っておりますので、これが正念場だと私も思っています。ありがとうございます。

山下委員、何かございますか。

○山下委員 答申ということでは、現状を考えますと、本当に過不足のないパーフェクトな内容ではないかと今も見させていただいて思ったところでございます。

ただ問題は、ここに集まっている委員も、皆、やはり生産地というか、林業の関係者であったり、都議会議員にしても、森林を抱えた地域の選出であったりというところで、せっかくの答申が森林をうまく持って行きたいという人たちの手前みそになってしまっはもったいないと思います。

ですから、要は川下である消費者、異業種、あと若者、ここにどうこの答申

に基づくさまざまな事案を浸透させていくかということ、そうなるとやはり、今の時代、インターネットとか、広報広聴をどうしていくか、例えばこうやれば木がいいのだよという、イメージの湧くような映像を流すとか、そういったところをいかにわかりやすく消費者、異業種、若者、これらに訴えていくかというところがポイントではないかと思えます。

- 宮林部会長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。この答申が一般の皆さんに理解されていないと、なかなかうまくいかない。税金を使うわけですので、やはりそこがきちんと対応できる仕組みを考える必要があるだろうと。ありがとうございました。

中島委員はいかがでしょうか。

- 中島委員 法の整備がなされて、公共利用の木材需要が増加という一つの牽引力があるのだと思いますけれども、隣の神奈川県横浜あたりで、素晴らしい木質系と自然素材とを合わせた設計の商業ビルが徐々に、形が見えてきている気がしますけれども、東京も負けずにひとつシンボリックな公共施設を身近なところをお願いしたいと感じています。また、先ほどお話がありましたけれども、この庁舎にもデモンストレーションではありませんけれども、腰板ぐらい何とか計画的に使っていただければありがたいなと思えます。以上です。

- 宮林部会長 ありがとうございます。やはり出口論といいますか、たくさん使ってもらおうというところに、力をみんなで結集して入れていったらいいのかなという感じを受けますね。ありがとうございました。

どうぞ。

- 福田委員 私、この間、いただいた意見照会にてお返事をしましたが、私の意見も入れていただいてありがたいと思っております。

先ほどの出口のことなのですが、先生もおっしゃったように、環境とかそういうことも全部まぜて、自然に使いたいと思わせるような森の祭りをするだとかということには前であったのですが、そういうエコツーリズムだとか、今、いろいろなところでやっておりますね。そういうものを使って、それでこれがいいのだという押しつけではなくて、使いたいと自然に思わせるような、そういう企画とかがあったらいいのかなと思っております。

- 宮林部会長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。私もこの答申をざっと見させていただいて、大変内容的にまとまってわかりやすくなったというのは理解できます。

ただ、これがどう進んでいくかというのは、この次に入ってくるのですが、やはりたくさんのファンをつくっていくことが大事だろうと。そのファンというのが、言ってみれば一般都民である。都民の皆さんに森林の財産とい

うところはわかるのだけれども、森林という財産、ではどういう森林なのか、生産林と保全林を分けるということはわかったと。ではその具体的な中身はどのようなのだというのは、今度はプランの中で明確にしてあげることかなと。

そして、それに対しては、自分も参加していこうではないかとか、協力していこうという枠組みが出てくるのかなという、そんな感じを受けましたので、具体的な映像とか、可視化をしながらこれを普及していくということがいいのではないかなという感じを受けました。ありがとうございました。

林田委員、何か。いいですか。

○林田委員 いいです。もう土俵づくりはできています。相撲をとるだけだと思います。

○宮林部会長 そうですね。まさにそのとおりですね。どう動かすかということになってきているかと。プランのほうで具体的なものが入っていくだろうと思います。

○小峰委員 みんな網羅して、配慮していただきましたので、あとは、これをプランに生かして進めてもらって。

○宮林部会長 よろしいでしょうか。こんなことで最終的に答申を総会のほうに上げるということでご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮林部会長 ありがとうございます。

最後、ところどころで入っているのですけれども、僕がどうしても入れたかった新しい財政措置というところが実はほしいなというのがあります。

実は、これを進めているときに、森林の中に今までエコポイントとか、今度新しいポイントが出てくるのですけれども、そういうものがなかなか山に入っていない。ではその入るためにどうするかというと、その入り口論の井戸水でいえば呼び水なのですけれども、そういったところにちょっと環境税的なところがあったらおもしろいかなと。これはもう終わった後ですので、参考とだけいただければいいのですけれども、そんな側面が少し見えているといいのかなという感じは受けました。

大変ありがとうございました。これで答申ということで総会にて報告させていただきます。

それでは、かなり早いのですけれども、以上をもちまして、この審議終了ということになります。ただ語句の問題とか、今日のご意見も少し踏まえて、直さなければいけない場合も出てくるかもしれませんが、その場合は私と事務局のほうに一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮林部会長 ありがとうございます。

それでは、20日に開催される総会に向かってこの答申を報告していきたい
と思います。ありがとうございます。

以上で、今回の審議を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

(午前11時10分閉会)